

---

プロジェクト	<b>金融資産の減損に関する会計基準の開発</b>
項目	<b>移管指針第 1 号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」の改正案</b>

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、移管指針第 1 号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（以下「移管指針第 1 号」という。）の改正案について、ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 544 回企業会計基準委員会等<sup>1</sup>において、減損プロジェクトにおける分類及び測定の設定に関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下金融商品会計基準及び金融商品実務指針と合わせて「金融商品会計基準等」という。）の改正方針についてお示しし、概ね異論は聞かれなかった。
3. 前項を踏まえ、第 548 回企業会計基準委員会等<sup>2</sup>において、償却原価については、(a) IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法により算定する償却原価と (b) 現行基準における償却原価法による償却原価の 2 つに分け、IFRS 第 9 号の定めを個々の金融商品の種類に取り入れることを提案し、提案内容を反映して債権の貸借対照表価額及び償却原価法の定義を見直した金融商品会計基準等の文案をお示した。
4. 移管指針第 1 号においては、ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示について定めており、前項に関連して改正の必要性の有無を検討する必要があると考えられることから、次項以降では現行の移管指針第 1 号の定めを確認したうえで、改正の要否を検討する。

---

<sup>1</sup> 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）を合わせて「第 544 回企業会計基準委員会等」という。

<sup>2</sup> 第 548 回企業会計基準委員会（2025 年 6 月 5 日開催）及び第 239 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 29 日開催）を合わせて「第 548 回企業会計基準委員会等」という。

### III. ASBJ 事務局による分析及び提案

#### (移管指針第1号の定めの確認)

5. 移管指針第1号において、ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示については次のとおり定められている。また、会計処理等について、設例による解説も示されている。

移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」

#### 会計処理及び表示

##### 原債権者の場合

4. 以下の全ての要件を満たす場合、原債権者は、ローン・パーティシペーションについて、債権譲渡として取り扱うものとし、参加利益の対価の受取時に、原債権者が有する原貸出債権のうち参加割合に相当する部分を参加者に売却したものととして会計処理する。
- (1) 貸出参加の対象となる原債権がローン・パーティシペーション契約上個別に特定されており、参加割合について、原債権の貸出条件（返済期日、利率等）と同一の条件が原債権者と参加者との間にも適用されること。
  - (2) 原債権者が、参加利益の売却により、原貸出債権に包含されている将来の経済的利益を実質的に全て享受することができる権利を放棄しており、かつ、原債権者は参加利益の対象である原貸出債権から生じるいかなる理由による損失についてもリスクを負わないこと。
  - (3) ローン・パーティシペーション契約において、原債権者は、参加者に対する参加利益の買戻しの義務を負っておらず、かつ、原債権者に対し、当該参加利益を再購入する選択権が付与されていないこと。
5. 原債権者が原貸出債権を売却したものととして会計処理する場合、参加利益の売却価額と貸出債権の帳簿価額との差額は、一括して、適当と認められる科目名を付して損益に計上する。
6. 原債権者が売却したものととして会計処理した貸出債権に重要性がある場合、原債権者は、財務諸表に追加情報として、その旨、売却処理した貸出債権の元本の期末残高の総額を注記する。

##### 参加者の場合

7. 第4項の全ての要件を満たす場合、参加者は、参加利益の購入により原債務者からの元利息を受領する権利を取得したものとといえるので、債権譲渡として取り扱う

ものとし、参加利益の対価の支払時に、貸出債権の参加元本金額のうち参加割合に相当する部分を原債務者に対する貸出債権として計上する。

8. 参加者が支払った参加利益の対価額とその参加元本金額との間に差額がある場合には、参加者は、その差額を適当と認められる方法によって参加期間にわたって配分し、その配分額は貸出金利息に加減する。

9. 参加者が原債務者に対する貸出債権として会計処理した額に重要性がある場合、参加者は、財務諸表に追加情報として、貸出債権に含まれる参加元本金額の期末残高の総額を注記する。

(略)

## II 結論の背景

### 原債権者と参加者の会計処理

17. ローン・パーティシペーション契約に関連して、原債権者が参加者から、貸出債権の回収業務や貸出記録の管理業務等に関連して事務手数料や経費相当額を徴収する場合がある。このような場合には、原債権者が参加利益の売却後に参加者から受領する手数料等は、管理業務等の事務コストに見合って合理的に算定されたものであることが必要である。手数料等の金額が合理的に算定されていない場合には、参加利益の売却価額を修正してこれに係る損益を計上すべき場合がある。

18. 参加者が原債権者に支払った参加利益の対価額とその参加元本金額との間に差額がある場合には、参加者はその差額を参加期間にわたり期間配分することになるが、その方法としては利息法又はそれに準ずる方法を採用することが適当である。利息法とは、各期の利息額を参加利益の対価額の残高に一定の利率を乗じて算定する方法であり、当該利率は元本及び利息の総額を年金現価の計算式に従って割り引いた現在価値が当初の参加利益の対価額に等しくなる利率として求められる。この期間配分額は、実質的に、支払った参加利益の対価額の運用利回りの一部を構成するので、貸出金利息に加減して表示することになる。なお、第17項により、参加利益の売却価額の修正が行われる場合には、その修正額も上記に準じて会計処理される。

### (分析)

6. 前項に関して、原債権者の場合（移管指針第1号第4項から第6項）に関しては、いずれも金融資産の減損プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の範囲外と考えられるため、改正又は修正の必要はないと考えられる。

7. 一方、参加者の場合の会計処理のうち移管指針第1号第8項については、今回の金融商品会計基準等の改正において、予想信用損失モデルの対象となる金融資産について原則

として実効金利法による償却原価法を適用して会計処理を行うことを提案しているため、これに基づいて会計処理をすることが考えられる。このため、移管指針第1号第8項については、改正後の金融商品会計基準等に従う旨を定めることが考えられる。また、これに合わせて、移管指針第1号第8項の結論の背景にあたる移管指針第1号第18項を削除することが考えられる。

8. また、ローン・パーティシペーションについての会計処理に関する定めを削除することに合わせて、設例による解説についても削除することが考えられる。

**(ASBJ 事務局による提案)**

9. 本資料第5項から前項の分析に基づき、移管指針第1号を別紙（HPでは非公表）のとおり改正することが考えられるがどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第5項から前項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上